

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：中小企業金融強化事業

L/A 調印日：2015年6月30日

承諾金額：5,033百万円

借入人：ミャンマー連邦共和国政府（The Government of the Republic of the Union of Myanmar）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中小企業金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

ミャンマー政府は2015年のASEAN経済共同体への加盟を公約しており、加盟各国と調和した金融セクターの近代化を重要課題と位置付けている。また、ミャンマー政府は、大統領が議長である中小企業委員会（Small-Medium Sized Enterprise Committee）を立ち上げるなど中小企業育成を重要課題と位置づけ、関係省庁・機関が其々のサブコミッティで、中小企業向け融資、信用格付け、信用保証の整備に努めているほか、金融規制緩和や証券取引市場の開設等、金融セクターの整備・安定化・強化に取り組んでいる。

ミャンマー経済において、中小企業は重要な位置を占めており、2004年の工業省統計では企業全体の約93%、生産高の約70%を占めている。ミャンマーでは工業省、商業省など各関係省庁が個別に企業データを管理しており、その内容も不十分であることから正確な統計を得るのは困難だが、非製造業も含めると、約12万社の中小企業が存在するともいわれている。

急激な経済成長を始めつつあるミャンマーにおいて、中小企業の資金需要は増大している一方、多くの中小企業は銀行による貸付期間の殆どが短期であることから、個人資金を使用して創業/事業を行っている。今後、斯かる中小企業が中長期的な視点に基づいた事業経営の安定化及び拡大を目指すためには、金融機関による中長期融資の拡充が必要である。各銀行も預金増により資金余力を拡大しているものの、近年まで中央銀行による貸付期間の厳しい規制が敷かれていた影響等により、中小企業向けの中長期的資金供給は極めて限定的であり、増大する資金需要に十分対応できていない。そのため、中小企業育成のための資金調達機会を拡大し、これを融資する金融機関の育成が喫緊の課題となっている。

斯かる現状の中、中小企業金融強化事業（以下「本事業」という。）は、ミャンマー政府への借款供与及び仲介金融機関向けの能力強化支援を通じて、仲介金融機関による中小企業への中長期的な融資拡大を促すものであり、中小企業振興を目指すミャンマー政府の方針に合致するものである。

(2) 中小企業及び金融セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

2012年4月に制定された対ミャンマー経済協力方針における重点目標として「経済・社会を支える人材能力の向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）」と定められ、本事業はこれらの方針に合致する。

JICAはこれまで、経済構造改革を担う人材を育成する観点から、有償勘定技術支援「経済改革支援プログラム」（2011年度）及び「経済改革支援」（2012年度 - 2014年度）を実施している。また無償資金協力「ミャンマー中央銀行業務ICTシステム整備計画」（2013年度-2015年度）及び技術協力「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」（2013年度-2017年度）を実施し、中央銀行のICTシステムの整備に係る支援を実施中である。更に、「証券監督能力強化」（2013年度-2015年度）及び「インターバンク市場育成」（2013年度-2015年度）の個別専門家を派遣中である。

(3) 他の援助機関の対応

ドイツ国際協力公社（GIZ）が、銀行の中小企業向け融資能力を向上させることを目的として、中小企業振興銀行（SMIDB）はじめ民間銀行3行にアドバイザーを派遣しアドバイスを提供している。

国際通貨基金（IMF）は金融制度改革・法改正にかかる技術協力を実施しており、2012年7月からは中央銀行に対するアドバイザーとして日本銀行出身の専門家を派遣している。また、世界銀行が金融セクターのマスタープランを策定中。

(4) 本事業を実施する意義

ミャンマー政府は中小企業育成を重要課題として掲げており、ミャンマー政府の開発課題及び開発政策並びに我が国及びJICAの援助重点分野とも合致していることから、JICAが本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、PFIへの中長期資金供給を介したツーステップローン供与及びPFI等への能力向上支援を実施することにより、同国の中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、もってミャンマーの産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ミャンマー全土

(3) 事業概要

1) 事業の目的

本事業は、ミャンマー経済銀行（Myanma Economic Bank : MEB）から仲介金融機関（Participating Financial Institution : PFI）への中長期資金供給を介したツーステップローン供与及びPFI等への能力強化支援を実施することにより、同国の中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、もってミャンマーの産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与するもの。

2) 事業内容

① 中小企業育成ツーステップローン：中小企業に対する中長期資金の供給。第1バッチはSMIDBをPFIとして小規模で開始（6ヶ月）、第2バッチはPFIを公

募(L/A 署名後、約半年後を目途に選定)。エンドユーザーに対する貸付金利は、最低預金金利+0.5% (2015年6月末時点で8.5%)。

② コンサルティング・サービス：広報活動支援、実施・モニタリング・評価支援、実施機関・仲介金融機関の人材育成、中小企業金融振興に向けた提案（動産担保、信用保証制度等の導入検討等）（ショートリスト方式）

3) 他の JICA 事業との連携

① 有償資金協力専門家：コンサルティング・サービスを開始する前に、有償資金協力専門家を派遣し、業務手順書の作成支援、第2バッチの PFI 選定支援等を行う。

② 技術協力：SME センター機能強化プロジェクト（詳細は今後検討）と本事業を通じて SME と金融機関との連携促進を図り、ツーステップローンを効果的・効率的に運用するために、本融資スキームの紹介、コンサルティング・サービスで提案する中小企業金融振興に必要な SME セクターの基礎情報収集等を行う。

(4) 総事業費

5,347 百万円（うち、円借款対象額：5,033 百万円）

(5) 事業実施スケジュール

2015年6月～2018年9月を予定（計40ヶ月）。ツーステップローン貸付完了時（2018年9月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：ミャンマー連邦共和国政府(the Government of the Republic of the Union of Myanmar)

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：ミャンマー経済銀行（MEB）

4) 操業・運営／維持・管理体制

ミャンマー経済銀行（MEB）は、財務省管下の国有銀行であり、JICA の円借款事業におけるエージェントバンクとしての経験及びミャンマー政府による政策金融である SME ローンの前資を提供するなど類似の業務経験を有することから、技術面及び財務面での実施能力は特段問題ない。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：F1

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布、以下「JICA 環境ガイドライン」）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。

③ その他：本事業では、金融仲介者／実施機関がミャンマー国内法制度及び JICA 環境ガイドラインに基づき、各プロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることになっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない。

2) 貧困削減促進

特になし

3) 社会開発促進

特になし

(8) 他スキーム、他ドナー等との連携

- 1) 有償資金協力専門家：コンサルティング・サービスの開始に先立ち、業務手順書の作成支援、第2バッチのPFI選定支援など立ち上げ支援業務を行う。
- 2) 技術協力：SMEセンター機能強化プロジェクトと本事業を通じてSMEと金融機関との連携促進を図り、ツーステップローンを効果的・効率的に運用するために、本事業の融資スキームの紹介、コンサルティング・サービスで提案する中小企業金融振興に必要なSMEセクターの基礎情報収集等を行う（詳細は今後検討）。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

| 指標名 | 基準値 【サブローン融資前】 | 目標値（2020年） 【事業完成2年後】 |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------|
| 融資対象中小企業の売上 | 前年度の実績をサブローン 供与時にデータ記録 | 基準値より増加 |
| 融資対象中小企業の利益 | 同上 | 同上 |
| 融資対象中小企業の設備投資額 | 同上 | 同上 |
| PFIによる中小企業向け長期貸付の融資残高 | PFI認定時にデータ記録 | 基準値より増加 |
| PFIによる中小企業向け貸付承認・実行件数 | 前年度の実績をPFI認定時にデータ記録 | 同上 |
| PFIの不良債権比率 | PFI認定時にデータ記録 | 基準値より増加しない |

2) 内部収益率

サブプロジェクトが特定できないため、算出せず。

(2) 定性的効果

PFI等の能力向上（審査能力強化、リスク管理能力強化等）、ミャンマーの産業及び経済の健全な発展、雇用創出

5. 外部条件・リスクコントロール

中央銀行による貸付条件（金利、担保等）に係る規制の最新状況を常に把握し、本事業の枠組みに影響を与えないか確認する必要がある。

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

タイ国「農業・農業協同組合を通じたツーステップローン」の事後評価結果等において、事業の継続的な実施のためには、仲介金融機関の審査・リスク管理能力向上への支援が重要であるとの教訓を得ている。かかる教訓を踏まえ、本事業においては、

コンサルティング・サービス支援を通じ、仲介金融機関の審査能力向上、リスク管理能力向上を図る。

7. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標：融資対象中小企業の売上、融資対象中小企業の利益、融資対象中小企業の設備投資額、PFIによる中小企業向け長期貸付の融資残高、PFIによる中小企業向け貸付承認・実行件数、PFIの不良債権比率
- (2) 今後の評価のタイミング：事業完成2年後

以 上